

## 「FAX119」のご利用について

### 【概要】

「FAX119」は、聴覚障害者や音声・言語・そしゃく機能障害者、その他電話（会話）による119番通報が困難な方が消防指令センターに緊急通報するためのFAXです。

### 【利用対象者】

伊丹市内に居住する、聴覚障害者や音声・言語・そしゃく機能障害者、その他電話（会話）による119番通報が困難な方が対象です。

### 【申込方法】

特にありませんので、下記の利用方法により、緊急通報を行ってください。

### 【利用方法】

「119番 緊急通報連絡票（同様な様式も可）」に必要な事項を記載のうえ、FAXにセットし「119」番通報してください。

### 【注意事項】

- 1 「FAX119」は、火災・救急の緊急通報専用ですので、他の目的による記載内容であれば対応できません。
- 2 いざというときに備えて、「119番 緊急通報連絡票」にはあらかじめ、住所・氏名などは事前に記載しておいてください。住所や名前等の記載がない場合は、対応できませんので、必ず、記入してください。
- 3 消防指令センターでは、「119番 緊急通報連絡票」を確認すれば、すみやかに返信を行います。返信がない場合は、送信できていない可能性がありますので、他の手段による緊急通報を行ってください。ただし、火災の場合は、返信を待たずに安全な場所へ避難してください。